

## 通帳発行形態に関する特約

### 1. 特約の適用範囲

この特約は、当行と預金契約を締結する契約者（以下「預金者」といいます。）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

### 2. 通帳発行形態の選択・変更

- (1) ① 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行、または通帳発行のいずれかの形態を選択するものとします。
- ② 通帳発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。
- (2) ① 総合口座の普通預金口座について通帳不発行を選択する場合（預金者が通帳発行から通帳不発行に変更する場合を含みます。）は、総合口座の定期預金についても、通帳不発行とします。
- ② 普通預金を通帳発行から通帳不発行に変更する場合には、通帳不発行に変更する前の通帳（前記①に基づき通帳不発行に変更した定期預金を含みます。）については、通帳不発行に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに取引店に提出してください。
- (3) 通帳不発行総合口座の普通預金口座を解約し定期預金のみを通帳発行に変更する、または通帳不発行総合口座の定期預金口座を解約し普通預金のみを通帳発行に変更することができるものとします。

### 3. 通帳発行時の手数料について

- (1) 2026年10月1日以降に開設する普通預金口座（総合口座を含みます。以下、同様です。）について、通帳発行を選択する場合は、当行所定の手数料をいただきます。
- (2) 通帳不発行を通帳発行に変更する場合、預金者は、当行所定の手数料を支払うものとします。その場合、当行は、払戻請求書等によらず、普通預金口座から当行所定の手数料を引き落とすことができるものとします。
- (3) 通帳不発行総合口座の普通預金口座を解約し定期預金のみを通帳発行に変更する場合、または、通帳不発行総合口座の定期預金口座を解約し普通預金のみを通帳発行に変更する場合は、預金者は、当行所定の手数料を支払うものとします。

### 4. 通帳不発行形態の場合の特約

- (1) 個人である預金者が普通預金口座を通帳不発行形態にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 個人である預金者の通帳不発行の普通預金および総合口座定期預金については、定期的なお取引明細の送付等はいりません。
- (3) ① 個人である預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すとき、または解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印し、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認書類を提出ください。
- ② 個人以外の預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すとき、または解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印し、当行所定の本人確認書類を提出してください。

- ③ 前記①および②の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提出等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- (4) 店頭での払戻しまたは解約のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、個人である預金者は、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認書類を、個人以外の預金者は、当行所定の本人確認書類をそれぞれ提出してください。これに加え、前記(3)③と同様に本人確認書類の提出等の手續を求め、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。

## 5. 規定の変更等

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

